

産業廃棄物処分業許可証

住 所 広島市西区中広町三丁目25番8号

氏 名 株式会社東洋クリーナー
代表取締役 清貞 裕
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

広島市長 松 井 一 實



許可の年月日 令和 3年11月30日

許可の有効期限 令和 8年11月29日

1. 事業の範囲

区 分	産 業 廃 棄 物 の 種 類
	裏面のとおり

2. 事業の用に供する全ての施設

別添検査済証のとおり。

3. 許可の条件

4. 許可の更新・変更の状況

年月日	更新・変更の別	年月日	更新・変更の別
H19. 1. 10	更新許可	H25. 8. 26	変更許可
H22. 4. 21	変更許可	H28. 12. 22	更新許可
H23. 12. 14	更新許可	R 3. 12. 16	更新許可

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無

6. 備考

1. 事業の範囲

区分	産業廃棄物の種類
中間処理 (油水分離) この欄以下余白	廃油 (水銀使用製品産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)。この欄以下余白
中間処理 (破碎) この欄以下余白	廃プラスチック類 紙くず 木くず 繊維くず ゴムくず 金属くず (これらのうち廃容器包装を含み、自動車等破碎物、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)。この欄以下余白
中間処理 (切断) この欄以下余白	廃プラスチック類 紙くず 金属くず 廃油 (廃オイルエレメントに限る。) (これらのうち廃容器包装を含み、自動車等破碎物、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)。この欄以下余白
中間処理 (圧縮) この欄以下余白	廃プラスチック類 紙くず 金属くず (これらのうち廃容器包装を含み、自動車等破碎物、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)。この欄以下余白
中間処理 (熔融) この欄以下余白	廃プラスチック類 (廃容器包装を含み、自動車等破碎物、廃プリント配線板、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)。この欄以下余白
中間処理 (選別) 以下余白	廃プラスチック類 金属くず ガラスくず、コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず (これらのうち廃容器包装を含み、自動車等破碎物、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板、廃ブラウン管、廃石膏ボード、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)。以下余白

令和 3年12月17日

お取引先様各位

株式会社東洋クリーナー

082-232-6649

産業廃棄物処分量における事業の範囲の一部変更について

寒冷の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

標題の件について、このほど産業廃棄物処分量の許可更新に伴い、弊社の産業廃棄物処理施設の内、「洗淨施設」を老朽化により廃止し、「中間処理（洗淨）」の項目を事業の範囲から抹消しましたことを本書にてご報告させていただきます。

このことで廃棄物の処理に影響が及ぶことはございませんので、これまで通り廃棄物処理を行ってまいります。皆様におかれましては、今後ともご指導、ご愛顧賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

下記にて事業範囲の一覧を記載させていただきますので、
「許可証の裏面」をご参照いただきますようお願いいたします。

記

旧	変更後
中間処理（油水分離）	中間処理（油水分離）
中間処理（破 碎）	中間処理（破 碎）
中間処理（洗 淨）	抹 消
中間処理（切 断）	中間処理（切 断）
中間処理（圧 縮）	中間処理（圧 縮）
中間処理（溶 融）	中間処理（溶 融）
中間処理（選 別）	中間処理（選 別）

（令和 3年12月17日 現在）
以 上